

18歳から大人です。 若者をめぐる消費者トラブル

18歳になる人、そしてすでに18、19歳になっている未成年の人たちは、今年の4月1日から大人の仲間入りだ。成年になれば保護者の同意なしに、自由に契約を結べるようになる。たとえば、スマートフォン利用に伴う契約や、一人暮らしをするときのマンションなどの賃貸契約、各種ローンの契約などが一人で行えるようになる。

その一方、契約成立後は、簡単に契約を取り消すことはできなくなる。いままでは社会経験や知識などの不足を理由に「未成年者取消権」という法律で守られていた。しかし、これからは大人として責任ある契約となるから気をつけたい。

さて、全国の消費生活センターに寄せられた相談の中から、若者に関する消費者トラブルのポイントをいくつか紹介しよう。

2019年度の相談件数は「18・19歳」(平均値)5203件、「20～24歳」(平均値)8571件。2020年度は「18・19歳」(平均値)4820件、「20～24歳」(平均値)7741件。過去10年間、

多少の増減はあるものの横ばいで推移している。これらの相談件数は氷山の一角だから、そこはしっかり踏まえておきたい。

(以下、「18・19歳」(平均値)と「20～24歳」(平均値)は、「両年齢区分」と略す)

つぎに、両年齢区分で共通してみられた商品・役務別相談件数の上位は「健康食品」(ダイエットサプリメント、バストアップサプリメントなど)「化粧品」(除毛剤など)「紳士・婦人洋服」(デジタルコンテンツその他)「情報商材など」(出会い系サイト)「アダルト情報サイト」等である。また、「18・19歳」に比べ、「20～24歳」で相談件数が2倍以上の商品・役務は「エステティックサービス」(脱毛エステ、痩身エステ、美顔エステなど)「内職・副業その他」(オンラインカジノ、副業サイトなど)「ファンド型投資商品」(暗号資産(仮想通貨)への投資など)等がみられる。

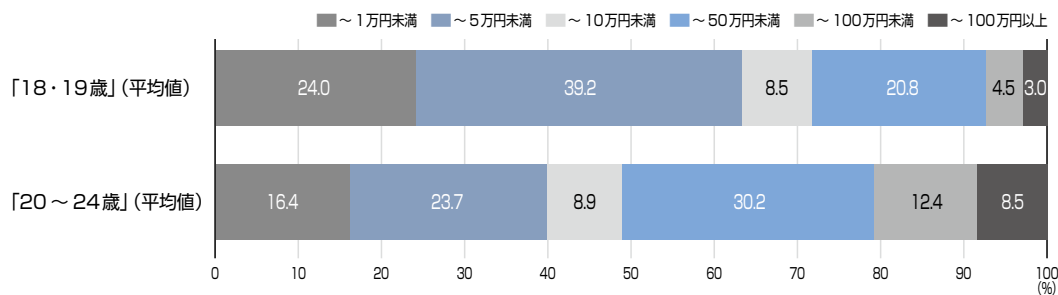
販売購入形態では、両年齢区分ともインターネット通販(「健康食品」「化粧品」「紳士・婦人洋服」「デジタルコンテンツその他」の相談件数が上位を占めている。そこには詐欺的な定期購入商法や洋服などの詐欺・模倣品サイト、アダルト情報サイトや出会い系サイトなどでトラブルが多発している。

マルチ取引における両年齢区分を比較すると、「18・19歳」より「20～24歳」の相談件数は5・5倍多い(117件・642件)。取引内容は「内職・副業その他」(オンラインカジノのアフィリエイト、副業サイトなど)「デジタルコンテンツその他」(情報商材など)「ファンド型投資商品」(暗号資産(仮想通貨)への投資など)、さまざまな商品・役務がみられる。消費者トラブルの中でもマルチ取引は、被害額が大きいうえに人間関係をも崩壊させるとも「やばい」商法だから気をつけたい。

最後に契約購入金額をみてみよう(図)。購入金額が高額になるほど成年の取引であることは自明だ。今後この両年齢区分は「16・17歳」「18・22歳」へと移行する。

契約後に「マジすか!」この契約は通用しなくなるから、契約はくれぐれも慎重に。

図 「18・19歳」「20～24歳」の契約購入金額



※ 出所: (独)国民生活センターの報道発表資料「狙われる!? 18歳・19歳『金(かね)』と『美(び)』の消費者トラブルに気をつけて!」から

原田修身 (はらだ・おさみ)
(公財)関西消費者協会事務局長